

〒110-8546

東京都台東区上野1丁目15番3号

株式会社ナガホリ

代表取締役社長 長堀 慶太 殿

別紙株主目録記載の株主

株主提案書

リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、貴社の総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主です。当社は、会社法303条、305条、325条の3第1項2号及び325条の4第4項並びに会社法施行規則93条に基づき、本書により、下記のとおり、株主提案権を行使し、後記第1記載の事項を本年6月に開催予定の貴社の第63期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的とすることを請求するとともに、後記第2記載の議案の要領及び提案の理由について電子提供措置をとることを請求いたします。

記

第1 株主総会の目的である事項

議題：剰余金の処分の件

第2 議案の要領および提案の理由

1 議案の要領

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」といいます。）として、24円から、本総会において可決された貴社取締役会が提案した剰余金の処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した金額（以下「株主提案配当金額」という。）を、会社提案配当金額とは別に追加的に配当する。

ただし、2024年3月期末における(連結上の)1株当たり純資産(※発行済株式数から自己株式数を控除

するほか、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出した数値をいう。)の金額に100分の3を乗じた金額(1円未満切捨て。以下「DOE3%相当額」という。)が24円と異なる場合は、冒頭の24円を、「DOE3%相当額」に読み替える。

なお、本議案に係る配当総額は、株主提案配当金額に対し、本総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

本総会の開催日の翌営業日

(4) その他(会社側利益処分案と本株主提案との関係)

本株主提案は、本総会に会社側利益処分案が提案された場合において、同提案とは、独立かつ両立するものとして追加的に提案されるものである。

2 提案の理由

(1) 本株主提案は、貴社の(連結上の)1株当たり純資産の100分の3、すなわちDOE(=連結純資産配当率)3%に相当する配当を実現することを目的とした議案です。

DOEとは、年間の1株配当を1株当たり純資産(又は株主資本)で除して算定される株主還元指標であり、昨今、上場会社においても採用が相次いでいるものです。

(2) 貴社は、中期経営計画『TothenextGrowth』(2022年9月29日公表)23頁において、株主還元方針として、安定配当を維持しつつ、配当性向(当期純利益のうち配当金支払に向けられる割合)40%を目安とする旨、さらに、当期純利益の増加に伴い、1株配当の増加を見込む旨公表しております。そして、2023年3月期(実績)については、1株配当として5円(期末一括)を支払い、また、2024年3月期(予想)については、第3四半期決算短信(2024年2月9日公表)において、1株配当を8円(期末一括)とする旨公表しております。

しかしながら、上記1株配当ないし1株配当の予想が、貴社株式の投資リスクに見合う十分な配当額であるとは、到底、評価することができません。

(3) というのも、貴社経営陣は、2023年3月期より、貴社の事業活動により稼得した貴重な利益額ないし内部留保から、西村あさひ法律事務所に代表されるアドバイザーに対し、多額の報酬(以下「本アドバイザー費用」といいます。)を無秩序に支払い続けております。その結果、巨額の特別損失(2023年3月期通期:357,773千円、2024年3月期第3四半期:216,004千円)を計上し、当期純利益を著しく過少に留めることで、事実上、配当性向の機能を無効化してきました。

その点、貴社経営陣は、当社の再三に亘る要請にもかかわらず、法令上の開示義務がないので応じられないとの一点張りで、本アドバイザー費用の内訳の開示を頑なに拒絶されておりますが、当社としては、本アドバイザー費用はもっぱら貴社経営陣の自己保身を図ることを目的として支払われた不必

要ないし不相当に高額な支出であると認識しております。

すなわち、貴社経営陣は、自己保身のために要した費用の負担を株主に押し付けていることになるわけでは

(4) その一方、貴社の（連結上の）財政状態の数値を眺めてみると、2023年3月期末時点で、自己資本比率が50.2%と十分な水準にあると認められる上、35億円を超える現預金、10億円を超える投資有価証券（うち上場株式である政策保有株式（特定投資株式）の額は511,369千円を占める）を保有するに至っており、株主還元への余力も十分にあることが認められます。

とりわけ、純水な投資目的ではなく、取引先との関係維持や強化を狙って保有される政策保有株式については、ROE（＝自己資本利益率）の悪化につながることで、また、相互持合いの場合には、いわゆる安定株主としてコーポレートガバナンスの形骸化を招くといった指摘もあり、昨今、多くの上場会社において、その縮減が進められているところです。それにもかかわらず、貴社は、2023年3月期において、その縮減を進めるどころか、取引関係の維持・強化を図る名目で政策保有株式を追加取得しており、内部留保の使途として疑問を禁じ得ません。

さらに、現預金の残高についても、コロナ禍前においては、概ね10億円から20億円前後の残高で推移していた一方、売上規模については、当時と比べてほとんど変化がないことからすれば、（巨額の本アドバイザー費用の流出を踏まえてもなお、）貴社は過剰な内部留保を抱えていることが認められます。

(5) そもそも、内部留保は、株主に帰属する最終利益の一部を株主に還元せず利益剰余金として株主資本に組み入れ、事業継続のための再投資原資として活用するものであるため、実質的に、資金調達手段の一つであるといえます。すなわち、企業は内部留保を通じて、株主から毎年、資金調達を行っていることになるわけでは

そのため、株主の立場として、内部留保を含む株主資本の預託により、投資リスクに見合った最低水準のリターンを要求することは当然であり、また、事業年度ごとの純利益に連動しないDOEを株主還元指標の下限とすることは、十分な投資リスク見合う安定配当が確保されるという意味で合理性が認められます。

特に、本アドバイザー費用の資金流出のほか、貴社子会社である株式会社仲庭時計店で発生した不祥事に起因する多額の貸倒損失等、しばしば巨額の特別損失の計上を余儀なくされる貴社において、株主還元指標として、DOEを採用することは、極めて理に適っていると言えます。

(6) 以上の理由により、当社は、本株主提案を通じて、DOE3%を基準とした十分かつ安定的な配当の実現を貴社に求める次第です。

なお、DOE3%という水準は、一般的に見ても、決して高リターンであるとはいえ、昨今の上場企業における株主還元拡充施策の動向および貴社の財政状態に鑑みても、妥当な水準であるといえます（さらに、貴社では、純資産の部における「その他の包括利益累計額」として、土地再評価差額金712,196千円（マイナス）が計上されていることから、DOEのメルクマールとして、株主資本ではな

く、純資産を採用した方が保守的な算定結果となることを付言します。)

また、2024年3月期第3四半期末における貴社の(連結上の)1株当たり純資産(815.86円)を前提に、DOE3%で計算した場合、1株配当の額は概ね24円となり、これに同時点における自己株式を除いた発行済株式数15,335,069株を乗じた配当総額は368,041千円、また、会社提案配当金額を8円とすると、株主提案配当金額の総額としては245,361千円(=16円×15,335,069株)となりますが、上記(3)で述べたとおり、貴社の2023年3月期における本アドバイザー費用に係る特別損失計上額が357,773千円に上っていたことを踏まえ、配当総額で見ても、十分に許容範囲内といえます。

(7) いずれにしましても、現経営陣による経営の失敗や内部統制の不備、自己保身のための多額のアドバイザー費用の資金流出など、巨額の特別損失の計上を理由に、株主への還元が蔑ろにされてしまうことは、到底許容することができません。

むしろ、貴社においては、過剰な内部留保を抱えていることが、現経営陣の怠慢を生み、あるいは、自己保身のため無秩序に本アドバイザー費用の流出を続けてしまうことに繋がっていると言っても過言ではありません。資本効率の改善の観点からも、速やかに過剰な内部留保の解消を求めます。

(8) 最後に、当社といたしましては、今回に限らず、継続的にDOE3%(当社としては、現状の貴社株式に対する要求リターンとして最低水準であるとの認識です。)を下限とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従い、以後の配当額を決定することを強く望んでいることを付言します。

以上

別紙株主目録

(次頁より)

〒108-0014 東京都港区芝 5-13-13 サダカタビル 5F
リ・ジェネレーション株式会社
代表取締役 尾端友成

